



市章

大津市公報

令和3年12月28日
号外(第62号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
88	大津市財務規則の一部を改正する規則…………… 1
89	大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
○ 告 示	
323	令和3年告示第128号(し尿取扱手数料の徴収事務の委託について)の一部改正…………… 2
○ 企業局管理規程	
12	大津市企業局会計規程の一部改正…………… 2
13	大津市液化石油ガス供給規程の一部改正…………… 2

規 則

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月28日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第88号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第42条の見出しを「(指定納付受託者の指定)」に改め、同条第1項中「231条の2第6項前段」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第231条の2の3第2項の規定による告示は、同項に定める事項のほか、次の事項を掲げて行わなければならない。

- (1) 指定納付受託者に指定した期間
- (2) 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

第42条第3項を削る。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた指定代理納付者については、この規則による改正前の大津市財務規則第43条の規定は、なおその効力を有する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月28日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第89号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2役務の提供を受ける契約の表中

「

いじめ等に係る相談の対応業務

 を
 」

いじめ等に係る相談の対応業務

市立学校の外国語指導助手の派遣に関する業務

に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

告 示

大津市規則第323号

令和3年告示第128号（し尿取扱手数料の徴収事務の委託について）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

「同年11月30日」を「同年12月31日」に改める。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第16条の3を次のように改める。

（指定納付受託者による納付の場合における納入の通知）

第16条の3 公営企業管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）による納付の方法により収納するときは、第16条第1項の規定にかかわらず、当該指定納付受託者に対して納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信するものとする。

第16条の4を削る。

第91条第2号中「代理納付」を「指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の第16条の3の規定の適用については、同条中「（という。）」とあるのは「（という。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」と、「に対して」とあるのは「又は指定代理納付者に対して」とする。

大津市企業局管理規程第13号

大津市液化石油ガス供給規程（平成16年企業局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第21条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第5項及び第6項中「料金を指定代理納付者に納付させる」を「指定納付受託者に料金の納付を委託する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の第21条の規定の適用については、同条第1項中「（という。）」とあるのは「（という。）若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第

7号) 第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)」と、同条第5項及び第6項中「委託する」とあるのは「委託し、又は指定代理納付者に料金を納付させる」とする。